

亶理町防災会議（第1回）会議録

○開催日時 平成25年1月21日（月）14:00～15:40

○開催場所 亶理町役場 仮設庁舎2階大会議室

○議 題

- (1) 亶理町防災会議条例について
- (2) 東日本大震災による亶理町の被災現況について
- (3) 亶理町地域防災計画の見直しについて
- (4) その他

○配布資料

資料1…亶理町防災会議条例について

東日本大震災による被災現況調査（冊子）

資料2…亶理町防災会議の見直しについて

参考資料…亶理町地域防災計画の見直しについて

1 開 会

2 委嘱状交付

齋藤副町長より交付

3 あいさつ【齋藤副町長】

本来であれば、齋藤町長が会長としてこの場でご挨拶するところですが、急遽会議が入りまして、県庁の方に出張しておりますので、変わって副町長の齋藤よりごあいさつ申し上げます。

はじめに、本日ご出席のみなさま方の東日本大震災の際の本町へのご支援、ご協力に対しまして、心より御礼申し上げます。

さて、あの忌まわしい東日本大震災の発生から1年10か月が過ぎ、国では防災基本計画の見直し、宮城県では地域防災計画の見直しが行われており、地震・津波の想定の見直しをはじめ、避難行動のための体制整備や防災意識の向上、発災時等の情報の収集・伝達の強化、自主防災組織の育成等の対策について検討が進められているところであります。

大震災により甚大な被害を受けた本町でも、地域防災計画の見直しが急務ではありますが、東日本大震災の教訓や課題、国や県の最新の動向を反映する必要があるとともに、災害時要援護者支援対策や地域の防災力の向上による「減災対策」、津波災害への十分な備えなど新たな課題も生じております。

そこで、今回地域防災計画を見直しするにあたり、条例を改正し定員を20名から30名に増員いたしました。また、女性や子ども、高齢者などの視点からの意見を取り入れるため、一般公募により、女性委員を3名委嘱させていただきました。

現在も頻繁に余震が発生しており、先月7日には、津波警報が発表され、本町においても、沿岸地域住民に対し避難指示を発令いたしたところでございます。

災害は、いつ起こるかかわからないことから、未然に防ぐことは、大変難しいことではございますが、普段から必要な対策を講ずること「防災」は大変重要なことではございます。

東日本大震災を経験した、町民は現在防災に対する意識が大変高まっておりますことから本町としましては、この地域防災計画をより充実したものとしたいと考えておりますので、皆様方のご協力のほどよろしくお願いいたします。

(1) 亘理町防災会議条例について(資料1) 【事務局説明】

本日開催しております防災会議に係る条例は、東日本大震災の教訓を生かして「亘理町地域防災計画」の見直しを行うため改正いたしました。特に今回の震災では、避難時の配慮や避難所でのプライバシーの確保が課題となりました。この反省を計画に反映させるため、定員を20名から30名に増員いたしました。

また、町長が特に認めるものとして、各種団体の代表者並びに女性や子ども、高齢者などの視点からの意見を取り入れるため、一般公募により女性委員を3名委嘱させていただきました。

こちらにつきましては、従来ですと男性中心の委員構成になっておりましたので、女性の視点からのご意見を今回の計画に反映させたいという意向でございます。

新たに依頼した機関等は資料1の表のとおりです。

【質疑等なし】

(2) 東日本大震災における亘理町の被災現況について(冊子) 【事務局説明】

P.1 平成23年度に国で実施しました東日本大震災における現況調査業務というものにに基づき作成いたしました。本町と東北6県のデータを比較し、被災状況の説明。概要について説明。

第1章 P.2～26 被災状況

P.2、3 荒浜地区、吉田東部地区の被災状況

写真等を加えて掲載しております。P.5は防災無線の設置場所等が載っております。

P.12 被災した建物の構造、建物用途がグラフで表示

グラフについては記載した建物の構造として亘理町では構造不明が多い。P.13の被災した6県の集計と比較しますと、いずれの構造の割合も低くなっておりますが被災6県と同様に木造の被災割合が多く、鉄筋コンクリート、鉄骨造りの被災割合は低くなっております。また、被災した建物用途については被災6県と同様に住居系の割合が高くなっております。

P.14 建物構造別の浸水深と建物被災状況の関係についてのグラフ

左下木造のグラフから、1.5mを超えると流失、全壊の割合が50%を超える結果となっております。P.15の被災6県と比べると亘理町では浸水深の低い1.5m以上で全壊が多くなっております。

第2章 P.27～60 住民意見

P.46 避難者個人ごとの行動に関する集計

避難開始時間、年齢別で多くの方が地震発生後20分程度で避難を開始しています。ただし、発生後30分以内に避難された方の割合は、約60%でありました。P.47の被災6県の集計と比べると亘理町では、地震発生後30分以内に避難された方の割合が20ポイント程度低い結果となっております。

P.48 避難開始時間

移動の主な目的別ですが、地震発生後における移動の主な目的は、「家族・親戚・知人の探索や被害状況の確認」が多く、40分程度経過すると「避難の用意、津波からの避難」が多くなっております。また、亘理町では発生後すぐに「避難の用意、津波からの避難」が低かったということもグラフからわかるかと思います。

P.52 津波到達までの行動分布

目的ということで津波到達までの行動としては「家族・親戚・知人の安否確認」「家族・親戚・知人を探したり迎えに行ったりした」が高い割合を示しております。被災6県の集計と比べると「身を寄せる避難所へ行くため」「避難を呼びかけたり手助けするため」の割合が高くなっております。

P.58 避難時の平均歩行距離

徒歩による移動距離をみるとグラフでわかるとおり 250m未満の数値が大半を占めております。また、500m以内の移動者の割合は全体の 67%という結果になっております。

P.60 避難路の問題点

「橋や踏切等危険な場所を通行せざるを得なかった」「人・車が混雑して危険」「瓦礫等が散乱して通りづらかった」が高い割合を占めているが亘理町では「渋滞して動けなかった」「信号が消えていた」という割合が 0%になっていることが特徴的な結果になっております。

P.62 避難時の交通手段

車の割合が最も多い。県と比較すると 20 ポイントも高い結果となっております。しかし、年齢があがると徒歩での避難の割合が上昇しております。

P.66 避難に関する流動図

津浪到達前の避難者行動では荒浜、吉田東部地区ともに、地区内滞留が最も多く、地区外（常磐道から西）に移動したのは地区内滞留の 3 分の 1～4 分の 1 に留まる。また、わずかだが常磐道西から荒浜、吉田東部地区に戻った行動も見受けられる。こちらについては、家族・親族・知人の安否確認にいったと推測されるものでございます。以上が概要でございます。

3.11 の震災においては以上のような特徴が見受けられました。

しかし、12.7 の津波警報の発令による避難指示を町で出したが、3.11 の震災とは違った避難行動が見受けられました。

例としまして P60、において車の渋滞関係の結果も出ておりますが、現在の住民の避難行動は全く変わっております。

これらの内容について各種団体に示し意見・要望、今後の対応策等を伺い地域防災計画に反映していきたいと考えております。そのご意見、ご要望の他にも本日ご出席委員の皆様の方からも東日本大震災の経験、今後の計画に反映させていただきたい検討事項があれば後日内容をまとめ 2 月中旬まで事務局の方に提出していただきたいと思っております。その用紙については、1 枚の用紙をお渡ししておりますのでこちらの方にお書きいただきたいと思っております。

なお、関係機関の皆様おかれましては、これらの資料お持ち帰りいただきまして、それぞれ担当者にお示しいただきまして、法改正等計画の見直しを受ける上で亘理町の計画においても改定が必要な事項あれば合わせてご提出いただきたいと思います。

【委員質疑】

P.60 の避難路の問題点で、渋滞して動けなかったという方が 0%であったということについて、西に移動した方が荒浜、吉田東部ともに少なかったからだという説明を受けたが、実際に避難した親戚、知人の話を聞くと震災当時はすごく渋滞していたような話だが、たまたまアンケートに答えた方達の中では渋滞がなかったという話なのか疑問を感じるところですが。

【事務局】

荒浜～亘理までの街道については道路工事をしていたため渋滞していたという話を聞いております。各種団体と意見交換をした中でこの数字を出し、意見をいただいておりますが、荒浜地区、吉田東部地区それぞれ亘理、逢隈の西部まで逃げてくるより、震災当時は、長瀬小学校、吉田支所、荒浜中学校、荒浜支所、荒浜小学校という近場に逃げた方が多かったから渋滞はしなかったのではないかという意見をいただいております。しかしながら、12 月 7 日の津波警報が出た際は、近場に逃げるのではなく亘理、逢隈、吉

田西部に避難したことで、すごく渋滞したというお話を聞いております。

【委員質疑】

非常に意外だった。浜吉田の踏み切りのところは危険地区の吉田浜の方々がたくさん避難してきて、浜吉田の住民の方々は家から出ることさえ大変で、農村環境改善センターはすでに避難者がたくさんいたし、津波は後ろから迫ってくる状況だった。知人の話であえて逆行して走ってなんとか助かったという人もいたので、この統計を見ると疑問で仕方がない感じがします。

【事務局】

実際に吉田支所に行ったときは混雑しておりました。しかし、津波が来る前になると、支所周辺、吉田中学校周辺ともに渋滞していなかったと思います。

(3) 亘理町地域防災計画の見直しについて（資料2、参考資料）【事務局説明】

参考資料 亘理町地域防災計画の見直しについて

P1 1. 地域防災計画の位置づけ

災害対策基本法第42条の規定に基づき、亘理町防災会議が策定する計画でございます。亘理町のみならず県、防災関係機関がその有する全機能を有機的に発揮し、町域における各種災害の予防、応急及び復旧対策を実施することにより、町の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に有することを目的としている。※資料の図の説明

P2 2. 国の動向

東日本大震災の課題ということで国においては消防庁、中央防災会議を中心として、東日本大震災の地震・津波の特徴や課題を検証するとともに、被害想定のある方、被害軽減のための対策、今後の防災対策等について検討しております。これらのうち、消防庁が通知した「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について」をもとに整理した東日本大震災における課題を踏まえ、亘理町地域防災計画の見直しを進める必要があります。表2ということで東日本大震災の課題が載っております。

P3 防災基本計画の修正のポイント

平成23年での修正の方針は、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」最終報告における提言内容を具現化するというもので、修正内容の主な骨格としては、津波災害対策編の新設、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映であります。平成24年は、大規模広域災害への対策の強化及び原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化であります。

これらを踏まえて、亘理町地域防災計画を修正する必要があります。

P5 3. 宮城県の動向

宮城県では、平成24年度に、幹事会議、東日本大震災検証・記録専門部会、地震対策等専門部会が、それぞれ1回ずつ開催されております。平成24年9月14日に開催された第1回地震対策等専門部会では、宮城県地域防災計画（震災対策編）の見直しとして、「宮城県地域防災計画（震災対策編）の見直しの概要」、「宮城県地域防災計画（震災対策編・津波対策編）素案概要」に関する協議が行われております。

平成24年9月14日に開催された第1回地震対策等専門部会における震災対策編の見直しの方針は表-5に示すとおりでございます。まとめますと、「減災」の考え方を新たに防災の基本方針とし、情報収集・伝達体制と避難体制の強化に重点的に取り組むと

なっております。併せてこれらの対策の推進に当たり、災害時要援護者の避難支援などの地域防災力の強化に努めることとしたほか、津波による二次災害の防止についても取り組むものでございます。また、津波被害対策を抜本的に強化することに伴い、震災対策編をベースに、日本海溝特措法編を合冊し、新たに津波対策編を策定することになっております。P6の方に内容が載っております。表にありますとおり、震災対策編から地震対策編と津波対策編に分けた形になっております。

資料2 亘理町地域防災計画の見直しについて

1. 現在の本町の現状

東日本大震災の発生を受け、国では防災基本計画の見直し、宮城県では地域防災計画の見直しが行われており、地震・津波の想定の見直しをはじめ、避難行動のための体制整備や防災意識の向上、災害時等の情報の収集・伝達の強化、自主防災意識の育成等の対策について検討が進められているところであります。大震災により被災した本町では、地域防災計画の見直しが急務であります。また、東日本大震災の教訓や課題、国や県の最新の動向を反映する必要があるとともに、災害時要援護者支援対策や地域の防災力の向上、津波災害への十分な備えなど新たな課題も生じております。そこで、今回地域防災計画を見直しにあたり、町として取り組むべき内容や災害に強い組織づくり・人づくり、災害に備えた体制づくり等を総合的に検討するため、各関係機関等から意見や要望を収集しながら計画見直しを進めていきたいと考えております。

2. 地域防災計画の構成（案）

従来の2編構成から国、県にならい3編構成（津波対策編を新たに追加）に増やす予定です。その中に県では原子力対策編というものがありますが町としては、原子力対策編として策定するのではなく、各編の中に項目として入れ込む予定です。

3. 想定する地震

従来の宮城県沖地震（単独型・連動型）、長町ー利府断層と東北太平洋沖地震を加えます。

4. 国から示されている主な検討項目

- (1) 災害対策本部機能の強化
- (2) 円滑な初動体制の確立
- (3) 避難指示等の災害情報の伝達方法・伝達体制の多様化
- (4) 防災業務従事者の安全確保
- (5) 住民の安否確認の強化
- (6) 計画的な災害用資機材等の備蓄・輸送
- (7) 広域的な協力体制の強化
- (8) 町民の防火意識向上のための普及啓発
- (9) 災害時要援護者の支援対策
- (10) 避難所機能の強化
- (11) 避難所生活長期化に対応する環境整備
- (12) 複合災害への対応
- (13) 相互応援等の円滑化や民間団体間における協定締結
- (14) 広域的な避難者に対する対策
- (15) 多様な主体による協働防災訓練の実施

5. 町で検討すべき主な項目

震災の反省を踏まえて旧防災計画の中からピックアップしたものです。この他の事項については、各関係課に依頼し改正が必要と思われる項目については、抜き出しまとめていただいている状況です。

6. 庁内検討体制：各班長を中心とした庁内調整

今回、地域防災計画を修正するにあたり、職員の意識づけや動機づけを考慮し、行政機関として取り組むべき内容を中心に、災害に強い組織・人づくり、災害に備えた体制づくり等を総合的に検討するため、庁内検討体制として各班長を中心とした庁内調整を実施します。各課各班には、「4. 国から示されている主な検討項目」「5. 町で検討すべき主な項目」について、意見を提出いただいております。今後、提出された意見内容をまとめ、災対部ごとに会議を開催し、それぞれ提出された意見をまとめ、計画に反映させていきたいと考えております。また、計画（素案）作成を進める上で必要な場合は、その都度調整会議を開催し進めていきます。

7. 各種団体及び関係機関との意見交換会

東日本大震災の際は、自主防災会や消防団、婦人防火クラブなど多くの団体から避難誘導、行方不明者の捜索、そして避難所運営といった様々な活動にご協力をいただきました。そのことから、当時の経験や反省等をこれから策定する新たな計画に反映させていく必要があります。

また、本町は復興計画に基づき震災前とは違った形に変わりがりながら、スピード感を持って復興が進んでいきます。このため、震災時に関わりが大きかった各種団体や関係機関の方々と意見を交換しながら、様々な視点からの意見や課題、要望を計画に生かしていくことが大切であり、それらのことを計画に盛り込むことで、町全体が一体感を持ってあらゆる災害に対応できる地域防災計画を策定していきたいと考えております。

8. スケジュール

本日開催の防災会議については、1月、6月、9月の3回を予定しております。その他に庁内（各班長）での調整、地区別カルテの作成、津波避難計画・避難所・緊急避難路見直し、亘理町地域防災計画の見直しを行います。その中で地震・津波対策部会につきましては、資料1（P4）の方で条例第4条「専門委員」第5条「部会」で記されております。今後計画策定のあたり、地震・津波に精通した学識経験者の方を専門委員に任命し地震・津波対策部会を設けていきたいと考えております。この部会を設けることで専門の方々から避難計画策定等のご助言をいただきたいと考えております。部会のメンバーについては、本日出席している委員や各防災機関関係の担当の方を推薦していただき、防災会議の合間をぬって部会を開催していきたいと思っております。

なお、推薦については、後日関係機関の方に通知いたしますので推薦願います。

【委員質疑】

原子力関係の内容について、もう一度説明をお願いしたい。

【事務局】

再度説明。編として設けず、各編の項目に入れていく方向で考えております。

【委員質疑】

頭出ししろとは言わないが原子力関係が埋没しないようにお願いしたい。

【事務局】

県の防災計画の原子力対策編については30km圏内を基本にするということで亘理町の所在地については、福島第1原子力発電所から70km、女川原子力発電所から70kmと倍以上の距離があります。しかしながら、東日本大震災で70km以上でも放射能の汚染重点調査地域が指定され、除染等の対策を実施したこともありますので

地域としては軽視できないこともあります。

そのため、編ではなく、各編の中で項目を網羅していきたいと考えております。

また、復興計画の中でも対策として入れております。

(4) その他

【事務局】

今回の地域防災計画の見直しと併せて、津波ハザードマップ、避難所運営マニュアルを別枠で作成する予定です。今後資料ができ次第、説明いたします。

【委員質疑】

震災以降、様々な工事が進められている中で常磐自動車道に非常階段が設けられているが、どの場所に何m間隔で付けるという決まりのようなものがあるのか。

また、階段が設けられているのは、道路の西側についているが意図はあるのか。東側からくる津波に東側についていれば避難中に階段があるか確認できるが、西側ではトンネルをくぐってからじゃないと階段があるかどうかかわからないと思う。

【事務局】

高速道路の避難階段については、NEXCO 東日本で2箇所設置しております。浜吉田駅から西に上って行ったところと長瀬浜旧鞠子スタンドのところです。なぜ西側への設置かは、東から登ると直接津波の被害を受ける可能性があり危険ということです。また、設置場所については側道がついている場所に設置している状況のようです。町としては、何箇所も設置してもらいたいが基本的に高速道路の管理上、人を近づけるような施設整備はできないようです。1月9日に完成した時点で説明を受けましたが、NEXCO 東日本内部でも階段設置の良し悪しで意見が分かれています。現状は2箇所ですが、平成25年4月に法が改正になれば町の方でNEXCO 東日本に施設占用の申請を出し、非常階段をつけられる可能性があるという話も受けておりますので、可能となれば町独自に必要な箇所への設置も検討したいと考えております。

【委員質疑】

西側についている階段の場所がわかるような看板等の表示をすれば階段の意味があると思うが、検討いただけますか。

【事務局】

検討いたします。現状、実際に登れるようになったのは1月9日からですので今後については案内看板等を設置する方向で予算措置をさせていただきたいと思えます。また、防災訓練等においても避難階段を利用した避難を検討していきたいと思えます。

【委員質疑】

資料2で説明を受けた防災計画の見直し「災害時要援護者支援対策」「地域の防災力の向上」であるが現状においても地震等が発生している中で、高齢者、要援護者等に対し自助・共助を含めて亘理町でどのような支援体制や対応を考えていますか。または取り組んでいることはありますか。

【事務局】

災害時要援護者の関係については、平成22年から支援対策として始まっております。当時は各自主防災の会長に要援護者の名簿等の提出をお願いしていたところで東日本大震災が発生し、名簿作りに着手できていないというのが現状でございます。

今後、総務課安全対策班と福祉課で協議し早急に名簿作成を進めていきたいと考えております。

【委員】

災害時要援護者の名簿については、各区の区長、民生委員とで完全にできあがっているが、個人情報の関係もあり、区の中でも主だった人しか知らない状況です。

今回の震災で役に立ったかと言われると問題はあったかと思います。

【委員質疑】

町内に自主防災組織のあるところとないところがあるが、実際に機能している自主防災組織の中で災害時要援護者の名簿が生かされる状態なのかが疑問である。また、根本的な問題で災害対策本部を置く役場庁舎は現状プレハブだが、今後どのようなになるのか。

【事務局】

震災前、町内で自主防災組織がないのは3行政区だけですが、震災後、荒浜、吉田東部の行政区自体が成り立っていない状況です。今後、新たに行政区の再編があるかと思いますので、その時点で再度検討していきたいと思います。

役場庁舎の関係については、防災計画の見直しの中でも防災活動拠点の施設整備ということで、役場庁舎、備蓄倉庫をあげておりますが震災から1年10カ月経過した今でも仮設住宅に約1,000世帯の方々がお住まいになっており、復興半ばの状況です。

確かに役場庁舎については防災活動の拠点ということで重要な使命がありますが、まずは被災者優先の考え方で、今後被災者がそれぞれ再建できた段階で役場庁舎の整備をしていきたいというのが現状です。

【協議終了】

本日は以上をもちまして亘理町防災会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。